## 脱毛エステのトラブルが増加!



昨年から、全国の消費生活センター等には脱毛エステの相談が多く寄せられています。女性からの相談が多いものの、令和2年度(2020年度)からは男性の相談も増加しています。また、令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、18歳や19歳の若者からの相談も増加しています。

## 事例



脱毛エステで、2年間の無料アフターサービス付き10回の施術を契約。予約が取れず半年間で3回の施術が終わったところで中途解約を申出ると、施術費用と解約料とで高額請求を受けた。

脱毛エステの契約をし、3回ほど通ったところで、業者から予約のキャンセルメールが届いた。その後、業者との連絡が取れなくなり、マイページから申出た解約についても返信がない。



## アドバイス

- 美容目的の施術に緊急性はありません。また施術期間も長期になる ため、通えなくなったり業者が倒産したりするリスクもあります。その 場で契約せず本当に必要な施術かよく考えましょう。
- 高額な契約の場合、ローンなど分割払いを勧められることがあります。長期間の支払いになるので、施術同様、支払いも続けられるかよく考えましょう。
- 使用する機器や薬剤により、怪我や副作用のリスクもあります。契約、 施術前に十分な説明を受けましょう。



困った時は、生活情報センターくらしかんにご相談ください。 生活情報センターくらしかん(消費生活相談窓口) 06-6858-5070